愛知県福祉サービス第三評価事業　評価結果

①第三者評価機関名

株式会社　中部評価センター	訪問調査日：平成28年12月14日（水）

②施設・事業所情報

名称　江南市立古知野西保育園	種別：　保育所	
代表者氏名：　河田　凌子	定員（利用人数）：１３４名（１２３名）	
所在地：　愛知県江南市東野町郷前４８番地		
TEL：　０５８７－５６－２０２１		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日　平成　２５年　４ 月　１日		
経営法人・設置主体（法人名等）：　学校法人　愛知江南学園		
職員数	常勤職員：２７名	
専門職員	（園長）　１名	
	（保育士）２０名	
	（調理員等）６名	
施設・設備の概要	（居室数）　６室	（設備等）　乳児室・遊戯室
		保育士室・給食室

③理念・基本方針

★法人理念
　人こそすべて

★基本方針
　子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。

④施設・事業所の特徴的な取組

①開所時間において、保育を実践します。
②障害のある子どもの統合保育を実施します。
③子ども一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、年齢に応じた生活ができる養護と教育を行います。
④人とのかかわりの基本となる信頼関係を築き、自己肯定感を育てる保育をします。
⑤自然とのかかわりを大切にした保育活動をします。
⑥互いに育ち合い、学びあえる集団づくりをします。
⑦子どもの心と体力のつながりを考慮し、体力づくりにつながる活動に心がけます。
⑧子どもが主体的に活動できる環境づくりに心がけます。
⑨子どもが長時間落ち着いて生活できる環境に配慮します。
⑩丁寧な保育ができるよう、保育者同士の連携を大切にします。
⑪保護者と協同した子育てができるよう、保護者とのコミュニケーションを大切にします。
⑫短大の教員の協力を得ながら音楽活動や、栄養専攻の学生による食育やクッキング保育、インターンシップ活動を受け入れ、学生との交流を深めます。
⑬子どもの育ちを支えるだけでなく、江南市の子ども・子育て支援事業計画に基づき公立保育園として、未就園児交流会、ほほえみ広場、祖父母交流会、自然の恵み教室、中学生福祉体験等地域の子育てを行います。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成２８年７月　７日（契約日）　～ 平成２９年　５月３１日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	３　回　　（平成２７年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園運営に対する保護者の理解
園の進めてきた「子どもを主体とする保育」が保護者間にも浸透し、民営化（指定管理者制度）当初の保護者の「不安」は一掃され、「安心」や「信頼」のきずなが芽生えている。園庭の一部を利用して放し飼いをしている2羽の鶏のうちの1羽が死んでしまった。子どもに命の大切さを考えてもらおうと、お別れ会を開くこととなった。お別れ会当日、会場に保護者が創った折り紙の睡蓮の作品が供えられていた。保育の目的が、子どもを通して保護者にまで伝わっている。鶏やウサギの飼育に否定的であった保護者も、「子どもを主体とする保育」の実践によって意見や意識が変わってきている。「子どもの主体性」は、指定管理者制度の5年間で集大成を目指している。

◆園運営に対する地域からの支援
「食育」の一環として、園の近くに畑を借りて野菜作りをしている。その菜園の農業指導を行っているのが地域のお年寄りのボランティアである。子ども達のために、イチゴ農家から200株のイチゴの苗がプレゼントされた。今年は、イチゴの他にも、玉ねぎ、キュウリ、茄子、トマト、ピーマン、とうもろこし、オクラ、大根、キャベツ、白菜、えんどう、さつま芋等々が収穫できた。「生きた教材を」と、地域の養鶏業者から廃鶏となった鶏2羽をもらい受け、園庭の一部を使って放し飼いをしている。園の方針を理解した地域の協力者の輪が、次々と広がっている。

◆研修の成果
「子どもを主体とする保育」の現場での実践として、子どもの発達過程や子どもの個人差を把握して子ども理解を深めたり受容したりするための取り組みを進めている。その取り組みの大きな柱が外部講師を招いての研修である。研修を通して職員が自らの保育を見直し、子どもを急かすことが少なくなってきた。じっくりと子ども一人ひとりに向き合い、「子どもを主体とする保育」が一歩一歩完成に近づいている。

◇改善を求められる点

◆職員がやりがいを持つ仕組み作り（役割と責任の明確化）を
第三者評価を4年連続して受審し、回を重ねるごとに必要と思われるマニュアルが整備され、記録類についても整理が進んで来た。次なる課題は、職務分掌や職能要件（力量基準）を規程化して職員個々の役割や責任の所在を明確にし、それぞれの職員が明確な目的意識を持って保育にあたる体制の構築であろう。既存の「目標管理シート」と連動させた仕組みづくりを期待したい。

◆幅広い防災対策を
消防計画、防災計画は整備されているが、食料や備品等の備蓄リストは現在準備中である。BCP（事業継続計画）が作成されていないことから、保育を継続するための職員の出勤基準や対策はまだ未整備であり、行政や自治体と連携して行う防災訓練も検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

的確な指導と評価を得たことにより、次年度の課題が明確になった。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（別添）

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－1　　理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ－1－(1)　理念、基本方針が確立・周知されている。			
	Ⅰ－1－(1)－①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保　1	ⓐ　・　b　・　c
評価機関のコメント			
「人こそすべて」との揺るぎない法人理念があり、「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。」を基本方針として保育にあたっている。「子どもを主体とする保育」が浸透し、民営化当初の保護者の「不安」は一掃され、「安心」や「信頼」のきずなが芽生えている。			

Ⅰ－2　　経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ－2－(1)　経営環境の変化等に適切に対応している。			
	Ⅰ－2－(1)－①　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保　2	ⓐ　・　b　・　c
評価機関のコメント			
期限を設定しての指定管理者制度による園運営であるが、市と連携して制度の「継続」を想定して保育に取り組んでいる。事務・管理を担当する事務長が在籍し、園長、園長代理以下職員が保育に専念できる恵まれた環境である。民営化から4年目を迎え、周辺環境の変化やこれまでの保育を振り返り、「子どもを主体とする保育」の実践に自信を深めている。			
	Ⅰ－2－(1)－②　経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保　3	ⓐ　・　b　・　c
評価機関のコメント			
民営化に対する保護者の不安や反発、経験の少ない保育士による保育のスタート、試行錯誤の研修方針（職員育成）、安定志向の保育から積極性を重視した保育への方針転換、これらの難題を1年、2年、3年の月日の積み重ねの中で、着実にクリアしてきた。「調理員も保育の一部を担う」との精神の下、率先垂範の園長を柱に職員一丸で課題に取り組む態勢ができている。			

Ⅰ－3　　事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ－3－(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	Ⅰ－3－(1)－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保　4	ⓐ　・　b　・　c
評価機関のコメント			
市の指定管理者制度による園運営である。市に5ヶ年計画を提出しており、詳細な収支計画を含んでいる。園に専任の事務長が配属されており、中・長期計画の策定、見直しをはじめ、母体の学校法人と市・担当課との調整役として機能している。			

	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の方針を受け入れつつ、園の独自性を出した事業計画を策定しようとしている。「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う」ために、重点目標を設定している。母体である短期大学とも連携を強化し、様々な事業計画がある。具体的には、「共同研究」や「実習受け入れに係わるマニュアルの整備」等であり、既に「保育実習指示書」を定める等の取り組みが始まっている。			
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
組織目標として9点の努力目標を設定し、職員個々に「組織目標兼個人目標管理シート」を作成して取り組んでいるが、組織目標と個人目標の連動が見られない部分が散見される。保育の方向性を定め、かつ確実なものとするためにも、個人目標は組織目標と関連付けて設定することが望ましい。			
	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の事業方針や保育の方向性を保護者が理解してきた。市、運営法人、園、保護者代表をメンバーとする「四者会議」が定期的に開催されているが、会議の中での保護者代表の意見が、園の目指す保育を肯定、支援する言葉となっている。第三者評価の受審に合わせて毎回実施する保護者アンケートにおいても、回を重ねるごとに保護者の理解度が高まっている。			

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	Ⅰ-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
毎年第三者評価を受審し、そこで得た気づきを改善につなげている。「保育の質」=「子どもの満足度」と捉え、「子どもを主体とする保育」を展開している。市との摩擦を生じることとなったが、子どもや保護者の思いを優先して決行した「日曜日の運動会」は、保護者からは高い評価を得た。			
	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
第三者評価での気づきを改善につなげた例が多くあるが、改善計画を作成しての取り組みは見られない。重点目標や組織目標も同様であるが、改善計画の実施には、誰が(責任者もしくは担当者)、いつまでに(改善期限とスケジュール)、何を(実施方法)するのかを定めて取り組むことが求められる。			

評価対象Ⅱ　組織の運営管理

Ⅱ-1　　管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1)　管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅱ-1-(1)-①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長の役割や責任は、「組織図」や「職員体制」の図表から明らかになっており、率先垂範して園や職員を牽引している。			
	Ⅱ-1-(1)-②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
コンプライアンス重視の考え方は持っているが、職員への周知・理解にはさらなる取り組みが求められる。知的障害等によって特別な配慮を必要とする子どもが12名在籍しているが、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に際しても、特段の取り組みは行われていない。法が求める「合理的配慮」としては、子どもの発達状態に合わせた別のカリキュラムの設定や、ハードルを下げた目標設定等が実行されている。			
Ⅱ-1-(2)　管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	Ⅱ-1-(2)-①　保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の質の向上を考える時には、必ず子どもや保護者の満足度を“指標”として取り上げている。保育参観日には、園長の話に加えてVTRの映像で園での子どもの様子を見せている。単に子どもの姿や形を見せるのではなく、保育の“目的”を理解させるための取り組みであり、それが確実に効果を挙げている。			
	Ⅱ-1-(2)-②　経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
必要と思われるマニュアルが整備され、記録類についても整理が進んで来た。次なる課題は、明文化された職務分掌の作成と職員個々の役割や責任の明確化である。			

Ⅱ-2　　福祉人材の確保・育成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1)　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
運営母体は短期大学であり、必要人材は法人本部から補充される。研修による職員育成が図られており、園長が自らの目指す保育を実践するに十分な人材が揃っている。			
	Ⅱ-2-(1)-②　総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
人事考課制度があり、「目標管理シート」を使って職員の資質の向上を図る仕組みがある。園長との面談には、この「目標管理シート」が使用されているが、このシートは職員の手元には残らず、継続的な職員指導のツールとなっていない。			

Ⅱ-2-(2)　職員の就業状況に配慮がなされている。			
	Ⅱ-2-(2)-①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
園長や園長代理の有給休暇の取りづらさは残っているが、他の職員に関しては全般的に有休消化が進んでいる。母体の大学の職員との休日数を合わせるための厚生休暇が12日間あり、休暇を取った職員の補充として保育現場に入る「休暇対応職員」も配置されている。			
Ⅱ-2-(3)　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	Ⅱ-2-(3)-①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育マニュアル」の中に研修体系が示されており、園内研修と園外研修とを併用して職員の育成を図っている。「目標管理シート」を活用した人材育成も実施されている。			
	Ⅱ-2-(3)-②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
研修システムが大きく変更された。園全体の研修計画（「研修一覧表」）に連動した職員個々の「研修一覧表」を作成させ、それに沿って研修が行われている。研修記録を作成して履歴管理も行っている。研修実施後に研修報告書を提出させ、研修をいかに保育に活かすかを記述させている。3ヶ月後に、研修後の取り組みや活動を職員自身が自己評価し、それを園長が検証している。			
	Ⅱ-2-(3)-③　職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員それぞれが「研修一覧表」を作成し、年間10件程度の研修に参加している。「研修一覧表」に取り上げていない自己啓発で参加する研修に関しても「研修記録」に載せて管理している。			
Ⅱ-2-(4)　実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	Ⅱ-2-(4)-①　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「実習生受け入れの手引き」（要綱）に沿って積極的な受け入れがあり、今年度は既に保育実習生7名と栄養士実習生3名を受け入れている。さらに、インターンシップの学生60名（延人数）の受け入れもあり、実習生の指導を担当した職員の資質の向上にも益している。			

Ⅱ-3　運営の透明性の確保

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1)　運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
	Ⅱ-3-(1)-①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
4年連続で第三者評価を受審する等、事業運営の透明性を担保している。今年度、苦情として受け付けた件数は2件であるが、その内容や解決のための取り組みの状況、及び結果を公表するには至っていない。苦情申し出人や利害関係者の同意を得て公表する仕組み作りが期待される			

	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の行政監査や市・監査委員による監査の他、法人が3日間の会計監査人による監査を受審している。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

指定管理者制度として園が歩み出した4年前に比べ、地域感情も激変した。園長自らが率先して地域に足を踏み入れ、現在では地域の信頼を得るに至っている。園の近くに畑を借り、食育の一環として野菜作りをしているが、地域の住民が農業指導のボランティアとして参加し、イチゴ農家からは200株の苗のプレゼントがあった。養鶏業者からもらった2羽の鶏（廃鶏）は良く産卵し、子ども達が順番に家庭に持って帰っている。

	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

ボランティア受け入れのマニュアルを整備し、様々なボランティアを受入れている。地域との交流・連携が軌道に乗ってきたことに関しても、ボランティアが果たした功績は大きい。課題は、取り組みの評価。ボランティアの受け入れによって、本来の意義や目的が果たされたか否かの評価・検証の仕組みの構築が望まれる。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市・こども課をはじめ、教育機関（小・中・高校、大学）、児童相談所、保健センター等の関係機関とは、すぐに連絡の取れる状態になっている。子どもの学びの場として、公共施設や神社等もリストアップされている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

未就園児を対象とした「ほほえみ広場」が年間8回開催され、10組を超える親子が参加している。園庭開放やホットステーション（授乳場所の提供）の取り組みもある。しかし、地域から受けている恩恵に比べると地域貢献の対象が限定的である。大規模災害時における園の役割を明確にし、BCP（事業継続計画）を作成する等、幅広い視野に立っての貢献活動の検討を期待したい。

	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

早朝・延長保育、土曜保育等、地域の保育ニーズに沿った園運営を行っており、母親が働いていない私的契約による子どもの受入れも4件ある。入園希望者の増加に対応するため、定員の増加を図りたいところではあるが、市との指定管理者制度の縛りがあることから実現は難しい。

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1)　利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-①　子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する基本姿勢は事業計画や入園案内に記されている。職員は子どもの人権への実践理解のため、市主催の人権教室にも参加している。研修で「言葉は相手に手渡すものだ」との学びを得、子どもに対しての言葉かけにも配慮が出てきた。職員の取り組みの効果は徐々に出てきているが、子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みは足踏み状態である。一歩前に進めるための積極的な取り組みを期待したい。			
	Ⅲ-1-(1)-②　子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシー保護の規程や権利擁護に関する規程、マニュアルは整備され、職員周知のため年度初めに共通理解をしている。子どものプライバシーを守るために、乳児のおむつ替えは死角を利用して囲ったりする工夫はあるが、保護者にはプライバシー保護と権利擁護に関する周知に欠ける。不適切な事案が生じた場合の対応方法に関しては、「想定外である」として具体的に明示されておらず、改善の余地を残す。			
Ⅲ-1-(2)　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	Ⅲ-1-(2)-①　利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
利用希望者が保育所を選択するための情報提供としてホームページが開設されており、「保育園のご案内」が市に設置されている。見学希望者に対しては、次年度に向けて園長代理が冊子を作成し準備中である。「手に取りやすく、分かりやすく」と、情報提供ツールの見直しもされている。			
	Ⅲ-1-(2)-②　保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
市の「保育所の入所案内」で説明され、同意により入園はされるが、市が入園の決定をするため、園には保護者の同意書が書面で残されていない。			
	Ⅲ-1-(2)-③　保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ書は文書化されておらず、市内転園の場合はコピーですべての資料を送付するが、市外転園の場合は「災害共済給付制度」の加入の有無を添付するのみである。転園先から問い合わせがあれば、口頭で説明している。なお、退園児には口頭で未就園児対象の「ほほえみ広場」や「交流会」を案内しているが、相談方法や相談担当者についてが記載された文書は渡されていない。			
Ⅲ-1-(3)　利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(3)-①　利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足度の把握の取り組みは、行事ごとにアンケートを取り、送迎時や保護者懇談会で意見を聞いている。四者会談と称して地域・市・学校・園の各代表が年１回会議を開催して意見を述べる機会があり、会議録もある。寄せられた意見の一つに、子どもがコップを持参し、水分補給のために、お茶が好きな時に飲めるよう具体的に改善が行われている。			

Ⅲ-1-(4)　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決制度は整備され、苦情2件が記録に残っている。1件は駐車場が狭く、登園時の対応について市に届いたものである。解決された苦情等は保護者にフィードバックされている。苦情申し出に至る前に、送迎時や連絡ノートから要望や意見を汲み取る取っているが、これらを記録に残して改善活動につなげる仕組みはない。苦情解決体制を保護者周知と理解の促進からも、保育園の案内にも記載することが望ましい。			
	Ⅲ-1-(4)-②　保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保護者の相談や意見は保護者懇談会やアンケートで収集している。相談・意見が述べやすい場の確保として、つい立てを用いて環境の配慮をしている。しかし保護者が、相談相手を自由に選ぶことが出来ることを文書化し、保護者に周知されることが課題として残っている。			
	Ⅲ-1-(4)-③　保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
意見、要望、提案等への対応マニュアルはまだ未整備である。アンケートの実施、四者会議等の取り組みはされているが、アンケートの活用については十分とは言えず、適切な分析の下に改善課題を明確にし、迅速に対処することが求められる。			
Ⅲ-1-(5)　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-①　安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
リスクマネジメント体制は構築されているが、ルールが文書化されておらず、リスクマネジメント会議も開催がない。事故報告は昨年度6件あるが、発生日時が記入漏れである。遊具点検は職員による毎日の点検、業者点検と安全性は配慮されている。今年度からハンモックでバランス感覚を養い、体幹を刺激する取り組みを行うことで転ぶことが少なくなり、「疲れた」という子どもの言葉も聞かれなくなった。			
	Ⅲ-1-(5)-②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
感染症予防マニュアル・発生時対応マニュアル共に整備されている。マニュアルの見直しも年一回行っている。インフルエンザの流行やノロウイルスの兆しを機に見直しを兼ねて職員周知をしているが、書面としては残っていない。保護者への情報提供は口頭・お便り帳・掲示板等を活用して適正に行われている。今後担当者を決め、定期的に感染症の予防や安全確保についても勉強会等の開催を望みたい。			
	Ⅲ-1-(5)-③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
消防計画、防災計画は整備されている。避難訓練計画を基に毎月訓練の報告もされ、家族への引き渡し訓練も行われている。食料や備品等の備蓄リストは現在準備中である。保育を継続するための職員の出勤基準や対策はまだ一部未整備であり、行政や自治体と連携して行う訓練も行われていないので課題を残す。			

Ⅲ-2　福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1)　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-①　保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
標準的実施方法の文書化は事業計画やマニュアル等で補っており、職員が必要とする情報が紙媒体で提供されているが、説明文が対外的で職員が保育実施する時の留意点や業務手順等は手薄い。保育の個々の場面は「保育園のしおり」等で抑えられ、職員周知のために園内研修を行っている。保育の手引書として、職員がいつでもひも解けるような、拠り所となる冊子としてまとめられたい。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

標準的な実施方法の見直しは、11月に行われている。組織的な見直しが行われた結果、必要に応じて指導計画に反映はされていて会議録はあるが、改訂の記録は見当たらない。PDCAサイクルを活用した見直しを実施し、今後も継続的に検証し保育の向上に役立てたい。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

アセスメントは入園前に用紙を保護者に渡し、入園後記入用紙の確認をして記入漏れを補っている。未満児・障害のある子どもの個別指導計画は作成されている。3歳以上児の個別指導計画は作成されていないが、指導計画にケース欄を設けて補いをしている。徐々に作成され、子どもと保護者の具体的なニーズが個別指導計画に明示されることを望む。困難ケース対応は、心理士にも相談して適切な対応が記録から読み取れる。

	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

指導計画の評価・見直しは、毎月月末と年度の前期と後期と2回行われている。見直しの結果を次の計画に活かしているが、標準的な実施方法に反映すべき内容変更が記録として残っていない。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

実施状況の記録が、朝礼を使って職員間に共有されている。記録する内容に差異が生じないよう、コメントしたり口頭で伝えたりして一緒に考える機会にしている。

	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

個人情報保護規程により記録の保管、保存、廃棄等は市の定めに準じて実施されており、管理状態は良好である。情報開示規定は市の条例が使われるため、決裁を取るルールはあるが、そのルールの文書化は行われていない。年度初めの4月に、個人情報保護規程を確認し、再度研修を行っている。継続されたい。

A－1　保育内容

			第三者評価結果
A－1－（1）　保育課程の編成			
	A① A-1-（1）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保育課程は市で編成され、各園で共有化されているが、園で独自性を出すために園長・園長代理・フリー等代表で編成に取り組み、全職員で確認している。見直しは年1回行っており、次の編成に役立てているが記録が残されていないので残されたい。			
A－1－（2）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
	A② A-1-（2）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
生活の場として、子どもたちが心地よく過ごすことが出来る環境構成の取り組みを積極的に行っている。「必要な物を必要なだけ出す」、「見立てて遊べる物に換える」、「自分の好きな遊びを選んで遊べるコーナーを充実させる」ために、ペットボトルやキャップ、お手玉等を用意し、職員の作った壁面装飾をやめて子どもの作品を展示する等、徐々に環境は整備されつつある。手作りおもちゃの安全性や展示する画鋲等にも配慮、点検されたい。			
	A③ A-1-（2）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員が、子ども理解を深めたり受容するための取り組みとして、外部講師を招いて研修をしている。研修を通して、子どもを急かす言葉が少なくなり、取り組みの成果が表れている。			
	A④ A-1-（2）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもが自分の健康に関心を持つよう、病気予防や健康の増進について、手洗いやうがいを子どもが意識して行うことや、やろうとする気持ちを大切にしている。歯科医からのアドバイスがあり、口を閉じること等も指導している。			
	A⑤ A-1-（2）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
異年齢児交流の保育の工夫は散歩時、ごっこ遊び、延長保育と、生活や遊びを通して人間関係が自然と育まれるように機会を作っている。散歩コースで竹細工のお年寄りと出会ったり、畑仕事の人と会話したりと、地域の人と関わる機会にもなっている。様々な表現活動が自由に体験できる環境も少しずつ整いつつあるが、音楽、造形面の環境において子どもが主体的に活動できる取り組みの工夫はもう一歩である。			
養護と教育			
	A⑥ A-1-（2）-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
発達に合った保育環境を工夫し、家庭との連携は連絡帳や送迎時に会話にて行われている。時には育児相談等もあるが担任止まりである。事例を活用して、OJT（園内研修）や振り返りに役立て、職員間で共有されたい。また発達上口に入れて確認する口唇期時期があるが、口にしても安全な遊具を揃え、衛生面にも配慮されたい。			
	A⑦ A-1-（2）-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
乳児は複数担任のため、常に話し合って情報共有し、保育士間の連携を保っている。1、2歳児は自我の芽生え始め期として個人差も大きく難しい場面もあるが、子どもがしようとする気持ちを見守り、朝礼で情報の共有に心掛けている。			

	A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもたちの育ちを伝える工夫として、運動会では音楽や人の出入りが多く迷惑をかけるため、園の周辺の家庭にプログラムと手紙を添えて挨拶に回っている。就学先の小学校には行事ごとに案内状とプログラムを添えて挨拶に回り、保護者には園便り等で子どもの育ちを伝える工夫をしている。

障害のある子どもの保育

	A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

障害を持つ子どもは12人おり、加配性で統合保育を行っている。月2回短大から心理士が来て、午前中は子どもを観察し午後からはケース検討会議を持ち、子ども・保護者の対応を一緒に考えてくれる等、必要に応じて専門家から助言を受けている。今後、保護者に障害のある子どもの保育について情報を伝える取り組みをされたい。

長時間にわたる時間

	A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

延長保育のおやつは家庭から持参であるため、種類・量は保護者が決める。おやつについてのトラブルはほとんど無い。ただし、チョコレート一袋や果物など常温での保存が難しいものは持参しないよう指導している。一日の保育の連続性を配慮した子ども主体の計画の取り組みは№50とも関連し、指導計画の作成を望みたい。

小学校との連携

	A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

保育士と小学校の教員との連絡会議で意見交換の機会を持ち、保育所児童保育要録を作成後一人ひとりの子どもについて丁寧に情報提供が行われている。しかし双方が合同で研修を行う機会は無く、意識を共有する取り組みには至っていない。さらに、子どもや保護者が小学校以降についても見通しが持てるような機会の提供が望まれる。

A－1－(3) 健康管理

	A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

健康管理マニュアル・保健計画が作成され、適切に保育が行われている。乳幼児突然死症候群の睡眠時チェックを行って予防に努めている。ポスター等が配布され、強化月間の時には保護者に啓蒙している。子どもの健康管理において嘱託医との連携も良い。

	A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

健康診断の結果は適切に記録されている。また、保護者には連絡ノートや送迎時に口頭でも伝えられており、保護者アンケートでも高い評価を得た。結果を保育に反映される取り組みとしては、歯磨きや手洗い、うがいの励行等が行われている。

	A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

アレルギー児は2名いる。対応マニュアル・緊急マニュアルは整備されており、医師の指示の下適切に行われている。職員の知識や技術の習得もエピペンまでされている。他の子どもとの相違も配慮され誤食を防いでいる。

A－1－（4） 食育、食の安全			
	A⑮ A-1-（4）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

食育計画は作成されている。子どもが食事を楽しんだり、子どもが食について関心を深めるために、人形を使って「食べ物はどこに行くの」等、お話を通して行っている。給食サンプルの展示をしており、保護者アンケートで好評を得ているのも子どもの食育の取り組みが家庭に浸透している結果であろう。

	A⑯ A-1-（4）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

検食は園長代理かフリーの職員で行い、担当者は一定している。検食から調理の工夫に反映された一例として、咀嚼時期に具材を小さくしていたが、少し大きめの物で噛む力をつけるようにしたこと、皿だと食べにくい献立には少し深めの食器に盛り付けを換えたこと等がある。調理員・栄養士が1ヶ月に1回、子どもの食事の様子を見たり子どもの話を聴く機会も設けている。衛生管理にも心掛け、調理と洗い場を分ける等の工夫がある。

A－2 子育て支援

	第三者評価結果

A－2－（1） 家庭との緊密な連携			
	A⑰ A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

保護者が保育の意図を理解し、子どもの発達や育児について共に考える機会として保護者会や懇談会、保育参観等がある。園長が行事ごとに挨拶の中で法人理念である「保育は人なり」を、保護者が理解しやすい言葉で説明し、さらに園の保育方針にも言及している。

A－2－（2） 保護者等の支援			
	A⑱ A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

職員の保育や保護者対応に関して苦情が2件寄せられたが、原因を究明して解決している。子どもの発達の問題で悩む保護者には、別日に十分な時間を取って相談に乗っている。「受容」ができない保護者には、強制せずに、適切な時期を見計らって専門機関への受診相談を促している。

	A⑲ A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

児童相談所からの連絡を受け、要観察の対応案件（ネグレクト）が2件ある。子どもの衣服や清潔、食事の状態をチェックし、それとなく子どもから家庭での状況を聞き取ったりもして、市の担当課へ報告している。トイレの支援や着替え、身体測定等の機会をとらえて、虐待の疑いのある子どもの早期発見に努めている。

A－3 保育の質の向上

	第三者評価結果

A－3－（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
	A⑳ A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

人事考課の自己査定をもって保育実践の振り返りとしている。職員個々の保育の振り返りとしては十分であるが、園全体の保育に対する評価にまで言及することが望まれる。